

広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用について

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う**家族の負担軽減**を図るため、
保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する(医療保険の適用を超える自宅利用に限る)、
「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業」を実施します。

利用対象者

医療的ケア児及びその家族 詳細な要件は裏面をご確認ください。

サービス内容

市が委託した訪問看護事業者の看護師が、医療的ケア児の自宅に滞在し、医療的ケアを伴う見守りを行います。

- ◆ 利用目的は問いません。
- ◆ 原則、訪問看護の利用に引き続きサービスを提供します。
- ◆ 医療保険の適用を超える利用に限ります。

利用可能時間

医療的ケア児一人につき一年度あたり**48時間**まで

利用者負担

サービス費用の1割(1時間あたり750円)

- ◆ 障害福祉サービスにおける障害児の利用者負担と同じ設定としています。
 - ◆ 生活保護・市民税非課税世帯については、利用者負担が免除されます。
- ※ サービス費用は、1時間あたり7,500円のため、残りの9割(1時間あたり6,750円)は、広島市からサービスを提供した訪問看護事業者に支払います。

利用までの流れ

利用登録の手続きは、登録事業者(訪問看護事業者)を通して行います。

- ① 利用している訪問看護事業者が、本事業の登録事業所になっているか確認してください。
- ② 訪問看護事業者から、申請に必要な書類を受け取ってください。
- ③ 申請書類を記載し、訪問看護事業者へご提出ください。
(訪問看護事業者から広島市へ提出されます。)
- ④ 広島市から訪問看護事業者を経由して利用者へ登録決定通知書を送付します。
- ⑤ 登録決定通知書を受け取ったら、訪問看護事業者と利用契約を締結してください。
- ⑥ ⑤の利用契約締結後、本事業の利用が可能となります。

詳細は裏面をご覧ください

制度に関する問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課
TEL:082-504-2148 FAX:082-504-2256
メールアドレス:jiritsu@city.hiroshima.lg.jp
ホームページ: [広島市 医療的ケア児在宅レスパイト事業](https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/349714.html) で検索してください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/349714.html>



1. 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業内容について

(1)利用対象者

利用対象者は、**医療的ケア児の家族**です。

◆「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。

- ① 広島市内に住所を有し、かつ居住の実態がある児童。
- ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ③ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ④ 在宅で家族等による介護を受けて生活していること。
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

(2)サービスの内容

◆ 市が委託した訪問看護事業者の看護師が、**医療的ケア児の自宅に滞在し、医療的ケアを伴う見守りを行います。**

◆ **利用時間は、一年度あたり48時間を上限とします。**

※ 原則、健康保険法の適用となる訪問看護の時間に引き続いてのサービス利用を想定しています。

(3)費用

◆ 利用者は、1時間あたり7,500円の1割(750円)をサービスの利用後、訪問看護事業者へ直接支払ってください。

◆ 1時間あたり7,500円の9割(6,750円)を利用者の代わりに、市から訪問看護事業者に支払います。

※ 生活保護・市民税非課税世帯の方は、利用者負担が免除されます。

※ 利用者負担上限月額、障害児が障害福祉サービスを利用する場合の基準を準用します。

2. 利用の手続き

(1)申請前の確認

◆ 本事業の利用対象者(1.(1))に該当するか確認してください。

◆ **現在利用している訪問看護事業者が、「広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業」の利用ができるか、訪問看護事業者に確認してください。**

(2)申請に必要な書類

① 広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録申請書

② 訪問看護指示書の写し

③ 訪問看護事業者との現在の契約書の写し又は利用していることが分かる書類

※ ①の「**利用登録申請書**」は、**現在利用している訪問看護事業者**(広島市と委託契約を結んでいるもの)**から入手してください。**(広島市のホームページからも入手できます。)

(3)申請書類の提出先

◆ 現在利用している**訪問看護事業者**に**(2)申請に必要な書類を提出してください。**

◆ 申請書類は、訪問看護事業者を経由して、広島市に提出されます。

(4)利用登録の決定

◆ 申請後、広島市から「**広島市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書**」を、現在利用している訪問看護事業者を経由して利用者へ送付します。

◆ 決定通知の後、事業者と本事業の利用契約をしてください。

(5)サービスの利用

◆ (4)で送付した利用登録決定通知書に記載されている訪問看護事業者でなくても、本事業の登録事業者であれば、本事業のサービスを利用できます。

◆ 複数の事業者で本事業を利用される場合は、利用される複数の事業者を、利用登録決定通知書に記載されている事業者にお伝えください。